

意見公募要領

1 意見公募対象

「家庭用 IoT 機器を悪用するレジデンシャルプロキシの対策について（提言）」（案）

2 意見公募の趣旨・目的・背景

情報通信ネットワークは、国民生活や経済社会に不可欠な重要インフラであると同時に、サイバー攻撃が飛び交うサイバー空間のインフラそのものであり、そのインフラを担う電気通信事業者がサイバーセキュリティの確保のために果たすべき役割は大きいところです。そこで、総務省では、「巧妙化・複雑化するサイバー攻撃への対策の在り方に関する検討会」（以下「本検討会」といいます。）を開催し、電気通信事業者をはじめとした関係主体がサイバーセキュリティの確保のために講じる対策の在り方について検討を進めてきました。

この度、本検討会において取りまとめられた「家庭用 IoT 機器を悪用するレジデンシャルプロキシの対策について（提言）」（案）について、令和 8 年 7 月 22 日（水）から同年 8 月 4 日（火）までの間、意見を募集します。

3 資料入手方法

準備が整い次第、e-Gov (<https://public-comment.e-gov.go.jp/>) の「意見募集案件」及び総務省ウェブサイト (<https://www.soumu.go.jp/>) の「報道資料」欄に掲載するとともに、連絡先窓口において配布することとします。

4 意見の提出方法・提出先

以下（１）の場合は、意見提出フォームに郵便番号、氏名及び住所（法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びに連絡先（電話番号又は電子メールアドレス）を記載の上、意見提出期限までに提出してください。

以下（２）又は（３）の場合は、意見書（別紙様式）に氏名及び住所（法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）、並びに連絡先（電話番号又は電子メールアドレス）を明記の上、意見提出期限までに提出してください。

なお、提出意見は必ず日本語で記入してください。

※誤投稿防止のため、意見の提出に当たって必ず「意見募集要領（提出先を含む）」及び「命令などの案」の全部を確認してください。

（１）e-Gov を利用する場合

e-Gov (<https://public-comment.e-gov.go.jp/>) に掲載されている対象の意見募集案件の意見提出フォームから御提出ください。

※e-Gov から提出できる電子ファイルのサイズは 4 MB までです。

(2) 電子メールを利用する場合

電子メールアドレス： cyber-komyofukuzatsu_atmark_ml.soumu.go.jp

総務省サイバーセキュリティ統括官室 宛て

※スパムメール防止のため@を「_atmark_」としています。送信の際には「@」に修正してください。

※意見の提出を装ってウイルスメールが送付される事案を防ぐため、(1)の e-Gov による提出に御協力ください。

※メールに直接意見を書き込んでください。添付ファイルを送付する場合、ファイル形式は、テキストファイル、マイクロソフト社 Word ファイル又はジャストシステム社一太郎ファイルにより提出してください(他のファイル形式とする場合は、事前に担当者までお問い合わせください。)

※電子メールアドレスの受取可能最大容量は、メール本文等を含めて 20MB です。

(3) 郵送する場合

〒100-8926 東京都千代田区霞が関2-1-2

総務省サイバーセキュリティ統括官室 宛て

別途、意見の内容を保存した光ディスクを添えて提出いただくようお願いする場合があります。その場合の条件は次のとおりです。

○ディスクの種類：CD-R、CD-RW、DVD-R 又は DVD-RW

○ファイル形式：テキストファイル、マイクロソフト社 Word ファイル又はジャストシステム社一太郎ファイル(他のファイル形式とする場合には、事前に担当者までお問い合わせください。)

○ディスクには、提出者の氏名、提出日、ファイル名を記載してください。

なお、送付いただいたディスクについては、返却できませんのであらかじめ御了承ください。

5 意見提出期間

令和8年7月22日(水)から令和8年8月4日(火)まで(必着)

※郵送の場合も同日必着とします。

6 留意事項

- ・意見が1000字を超える場合は、その内容の要旨を添付してください。また、それぞれの意見には、当該意見の対象である命令等の案の名称、そのページ等を記載してください。
- ・提出された意見は、e-Gov 及び総務省ウェブサイトに掲載するほか、総務省サイバーセキュリティ統括官室にて配布に供します。
- ・御記入いただいた氏名(法人又は団体にあつては、その名称並びに代表者及び連絡担当

者の氏名)、住所(所在地)、電話番号、電子メールアドレスは、提出意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認のために利用します。

(※個人情報を公表する可能性がある場合のみ)

- ・なお、提出された意見とともに、意見提出者名(法人又は団体にあつてはその名称及び代表者の氏名に限り、個人で意見提出された方の氏名は含みません。)を公表する場合があります。法人又は団体にあつては、その名称及び代表者の氏名について、匿名を希望される場合には、その旨を記入してください(連絡担当者の氏名は公表しません。)
- ・意見に対する個別の回答はいたしかねますので、あらかじめ御了承ください。
- ・意見提出期間の終了後に提出された意見、意見募集対象である「命令などの案」以外についての意見については、提出意見として取り扱わないことがありますので、あらかじめ御了承ください。
- ・提出された意見は、結果の公示の際、必要に応じ整理・要約したものを公示することがあります。その場合には、提出された意見を連絡先窓口へ備え付け、閲覧に供しますので、あらかじめ御了承ください。
- ・提出された意見を公示又は公にすることにより第三者の利益を害するおそれがあるとき、その他正当な理由があるときは、提出意見の全部又は一部を除いて公示又は公にすることがありますので、あらかじめ御了承ください。

連絡先窓口

巧妙化・複雑化するサイバー攻撃への対策の在り方に関する検討会事務局(総務省サイバーセキュリティ統括官室)

担 当：中村参事官補佐、渡邊主査、松藤官、大友官

電 話：03-5253-5749

電子メールアドレス：cyber-komyofukuzatsu_atmark_ml.soumu.go.jp

※スパムメール防止のため、@を「_atmark_」と表示しています。

メールを送信する際には、「_atmark_」を@に修正してください。